

# 千葉県建築士法施行細則の一部を改正する規則（案）の概要

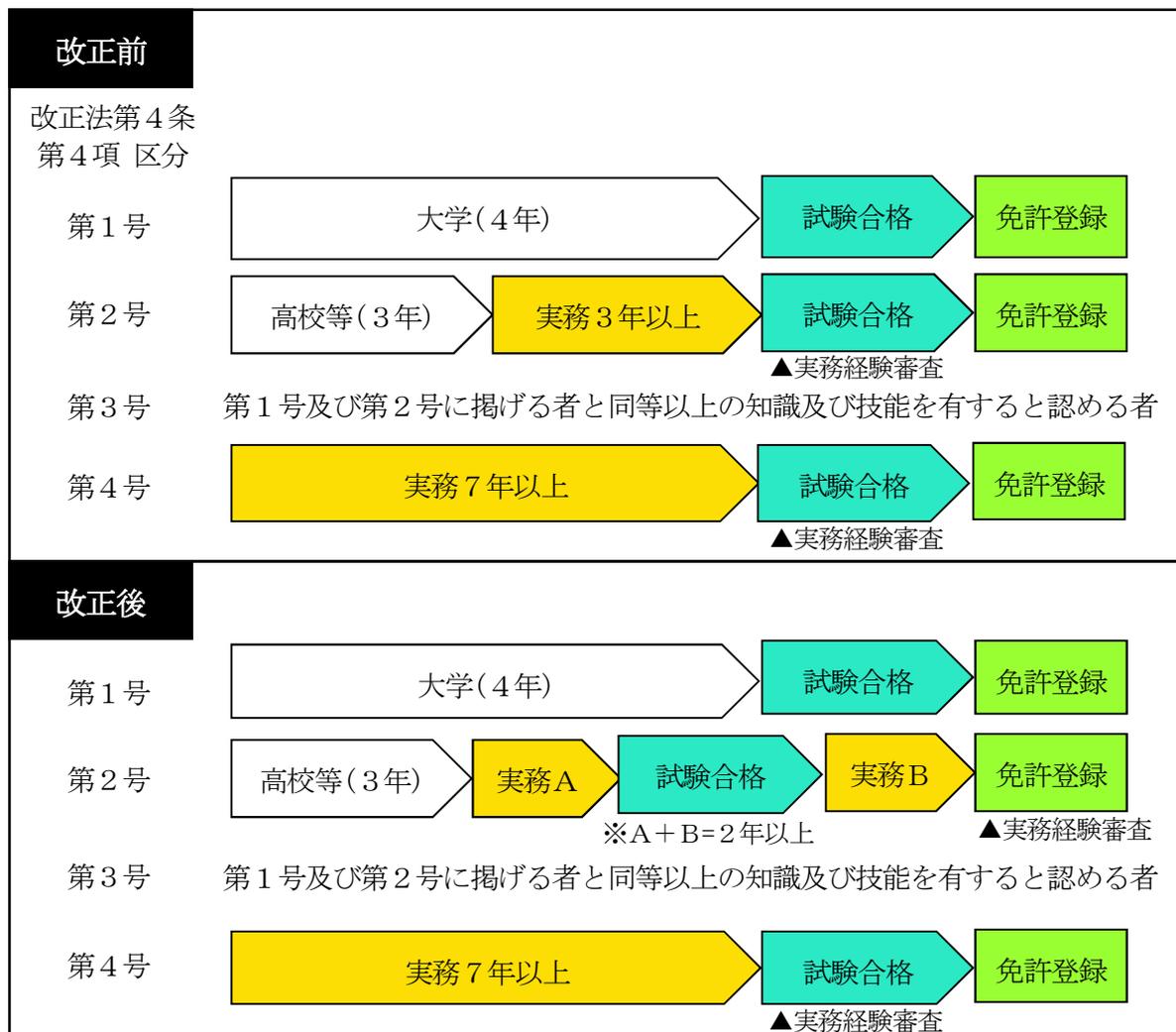
千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

## 1 改正の理由

「建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号。以下、「改正法」という。）」の制定により、建築士試験の受験資格の要件となっている実務経験の審査手続きが厳格化されるとともに、実務経験の一部が、受験時の要件から免許登録時の要件に移行されます。

この改正に伴い、二級建築士又は木造建築士の試験事務及び免許登録事務に係る規定を整備するため、「千葉県建築士法施行細則（昭和26年千葉県規則第2号。以下「細則」という。）」の一部を改正します。

図1 改正法の概要



## 2 改正の内容

### (1) 試験事務

以下の申請、受験申込み及び試験事務の実施結果の報告について改正を行います。

- ・学科に合格した者の申請（細則第2条第3項、第2条の2第3項）

学科に合格した者の申請により、学科について合格した試験に引き続いて行われる次の4回の試験のうち2回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、3回）の試験に限り、受験を免除することとする。

- ・受験申込み（細則第3条、別記第1号様式、別記第1号様式の2）※様式は別添のとおり

建築実務経験を有する者の受験申込みの際に添付する書類である、建築実務経歴書の様式（別記第1号様式）を変更するとともに、建築実務経歴書に記載された建築実務の経歴を証する書類（別記第1号様式の2）の様式を新たに設定する。

- ・試験事務の実施結果の報告（細則第6条の7）

指定試験機関が建築士試験事務を実施した際の知事への報告書には、合格者一覧表に加え、合格者の受験申込書及び受験申込み時の添付書類を追加する。

### (2) 免許登録事務

以下の申請及び指定登録機関への書類の送付について改正を行います。

- ・免許の申請（細則第7条、別記第1号様式、別記第1号様式の2、別記第2号様式）※様式は別添のとおり

免許申請書の様式（別記第2号様式）を変更し、下表の区分毎の書類を添付する。

| 図1の区分      | 第1号 | 第2号 | 第3号 | 第4号 |
|------------|-----|-----|-----|-----|
| 添付書類       |     |     |     |     |
| 卒業証明書 ※1   | ○   | ○   |     |     |
| 認定資料 ※2    |     |     | ○   |     |
| 実務経歴書      |     | ○   |     | ○   |
| 実務経歴証明書 ※3 |     | ○   |     | ○   |

※1 国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する書類

※2 改正法第4条第4項第1号又は第2号のいずれかと同等以上の知識及び技能を有することの認定資料となるべき書類

※3 実務経歴書に記載された建築実務の経歴を証する書類

ただし、受験申込み時に知事又は指定試験機関に提出した場合で、記載された内容  
と別記第2号様式による申請書に記載された内容と同一であるときは、添付するこ  
とを要しないこととする。

・書換え交付の申請（細則第11条の2）

免許証又は免許証明書に記載された氏名に変更が生じた場合の書換え交付の申請に  
添付する書類として、書類の簡素化をはかるため、戸籍謄本又は抄本にかえて、旧  
姓併記のある住民票の写し又はマイナンバーカードの写しでもよいこととする。

(3) その他、所要の改正

### 3 施行期日

令和2年3月1日

### 4 経過措置

(1) 改正後に免許登録をする者で、この規則の施行日前に知事の行った試験に合格し  
たものに対する改正後の免許の申請（細則第7条）の規定の適用については、改正前  
の規定（免許申請書に住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項を記載した住民票の  
写しを添えて、知事に提出する）による。

(2) この規則の施行日前に知事の行った直近2回の試験のうち、いずれかの学科に合  
格したものについては、その申請（細則第2条及び第3条）の規定の適用について  
は、改正前の規定（学科について合格した試験に引き続いて行われる次の2回の試験  
に限り、受験を免除する）による。